

議案第 67 号

渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

渋川市水道事業給水条例（平成 18 年渋川市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「1 箇月」を「1 か月」に、「100 分の 108 を乗じて得た額」を「消費税相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額」に改める。

第 31 条第 1 項中「100 分の 108 を乗じて得た額」を「消費税相当額（消費税法に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（料金） 第25条 料金は、使用期間<u>1か月</u>（私設消火栓を除く。）につき、別表に掲げる区分により算出した基本料金及び従量料金の合計額に<u>消費税相当額</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>（加入金） 第31条 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から次に定める額の加入金に<u>消費税相当額</u>（消費税法に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額を徴収する。 （1）～（4） （略） 2・3 （略）</p>	<p>（料金） 第25条 料金は、使用期間<u>1箇月</u>（私設消火栓を除く。）につき、別表に掲げる区分により算出した基本料金及び従量料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <hr/> <p>とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>（加入金） 第31条 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から次に定める額の加入金に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <hr/> <p>を徴収する。 （1）～（4） （略） 2・3 （略）</p>